

議案第 5 号

瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）等の改正等に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和 32 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第

204条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第4項及び第5項の規定に基づき、教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。

第6条を次のように改める。

（職務に専念する義務の特例）

第6条 法第11条第5項の規定による教育長の職務に専念する義務の特例については、瑞穂町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和36年条例第7号）に定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「任命権者（都費負担教職員については「服務監督権者」以下同じ。）又はその委任を受けた者」とあるのは、「教育委員会」とする。

（瑞穂町特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第2条 瑞穂町特別職報酬等審議会条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

（瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | |
|------------|------------|
| 教育委員会教育委員長 | 月額 45,000円 |
| 同 委員 | 月額 35,000円 |

」を

「

| | |
|---------|------------|
| 教育委員会委員 | 月額 35,000円 |
|---------|------------|

」

に改め、同表投票管理者の項中「日額 13,000円」を「1回 13,000円」に改め、同表投票立会人の項中「日額 12,000円」を「1回 12,000円 ただし、1回の従事時間が投票時間の2分の1以内の場合は、6,000円とする。」に改める。

(瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例の一部改正)

第4条 瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例(平成14年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育長を経て」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第1条の規定による改正後の瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際、現に改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第2条の規定による改正後の瑞穂町特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の瑞穂町特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際、現に改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第3条の規定(別表第1投票管理者の項の改正規定及び同表投票立会人の項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。

5 この条例の施行の際、現に改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定による改正後の瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬

に関する条例第3条第1項の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条第1項の規定は、なおその効力を有する。

第1条による改正

瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>瑞穂町教育長の給与及び旅費等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第11条第4項及び第5項の規定に基づき、教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例について定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条から第5条 略</p> <p>(職務に専念する義務の特例)</p> <p><u>第6条 法第11条第5項の規定による教育長の職務に専念する義務の特例については、瑞穂町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和36年条例第7号)に定めるところによる。この場合において、同条例第2条中「任命権者(都費負担教職員については「服務監督権者」以下同じ。)又はその委任を受けた者」とあるのは、「教育委員会」とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第1条の規定による改正後の瑞穂町</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p><u>第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、瑞穂町教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の給料その他の給与及び旅費並びに勤務時間を定めることを目的とする。</u></p> <p>第2条から第5条 略</p> <p>(勤務時間)</p> <p><u>第6条 教育長の勤務時間は、瑞穂町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成22年条例第13号)に定めるところによる。</u></p> |

教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の瑞穂町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

3から5 略

第2条による改正

瑞穂町特別職報酬等審議会条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第1条 略 (所掌事項)</p> <p>第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>第3条から第7条 略</p> <p><u>附 則</u> (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例の施行の際、現に改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、第2条の規定による改正後の瑞穂町特別職報酬等審議会条例第2条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の瑞穂町特別職報酬等審議会条例第2条の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>4及び5 略</p> | <p>第1条 略 (所掌事項)</p> <p>第2条 町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>第3条から第7条 略</p> |

第3条による改正

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|---------|------------|---|---|-------|------------|-------|--|---|---|--|---|---|------------|------------|------|------------|---|---|-------|------------|-------|------------|---|---|
| 別表第1(第2条関係) | 別表第1(第2条関係) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略</th> <th style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会委員</td> <td>月額 35,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>投票管理者</td> <td>1回 13,000円</td> </tr> <tr> <td>投票立会人</td> <td>1回 12,000円 ただし、1回の従事時間が投票時間の2分の1以内の場合 は、6,000円とする。</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 略 | 略 | 教育委員会委員 | 月額 35,000円 | 略 | 略 | 投票管理者 | 1回 13,000円 | 投票立会人 | 1回 12,000円 ただし、1回の従事時間が投票時間の2分の1以内の場合 は、6,000円とする。 | 略 | 略 | <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略</th> <th style="text-align: center;">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会教育委員長</td> <td>月額 45,000円</td> </tr> <tr> <td>同 委員</td> <td>月額 35,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>投票管理者</td> <td>日額 13,000円</td> </tr> <tr> <td>投票立会人</td> <td>日額 12,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> | 略 | 略 | 教育委員会教育委員長 | 月額 45,000円 | 同 委員 | 月額 35,000円 | 略 | 略 | 投票管理者 | 日額 13,000円 | 投票立会人 | 日額 12,000円 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会委員 | 月額 35,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票管理者 | 1回 13,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票立会人 | 1回 12,000円 ただし、1回の従事時間が投票時間の2分の1以内の場合 は、6,000円とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育委員会教育委員長 | 月額 45,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 同 委員 | 月額 35,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票管理者 | 日額 13,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投票立会人 | 日額 12,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第2 略 | 別表第2 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例の施行の際、現に改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第3条の規定(別表第1投票管理者の項の改正規定及び同表投票立会人の項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

の規定は、なおその効力を有する。

5 略

第4条による改正

瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>第1条及び第2条 略 (委員の職務)</p> <p>第3条 委員は、社会教育に関し_____教育委員会に助言するため、次の職務を行う。</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第4条から第7条 略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2から4 略</u></p> <p><u>5 この条例の施行の際、現に改正法附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、第4条の規定による改正後の瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条第1項の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条第1項の規定は、なおその効力を有する。</u></p> | <p>第1条及び第2条 略 (委員の職務)</p> <p>第3条 委員は、社会教育に関し<u>教育長を経て</u>教育委員会に助言するため、次の職務を行う。</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第4条から第7条 略</p> |